

戸籍等交付申請書（本籍 足立区用）

(提出先) 足立区長

黄色

1 どの戸籍について証明が必要ですか

令和 年 月 日

本籍	足立区	フリガナ	年 生
筆頭者氏名 (戸籍のはじめに書いてある方) ※ 筆頭者は亡くなられても変わりません	明・大・昭・平・令	年 生	年 生

2 必要な証明書は何ですか

①戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	() 通
②除籍全部事項証明書(除籍謄本)	() 通
③改製原戸籍謄本	() 通
④~⑪は右欄に必要な人の氏名を記入ください	
④戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	() 通
⑤除籍個人事項証明書(除籍抄本)	() 通
⑥改製原戸籍抄本	() 通
⑦身分証明書	() 通
⑧独身証明書・婚姻要件具備証明書	() 通
⑨不在籍証明書	() 通
⑩戸籍の附票(現在/除・改)	
□ 全部(全員分) □ 一部(個人分)	() 通
※ 本籍・筆頭者を記載する場合はチェック→□ (現在/除・改)	
⑪その他	() 通

改製原
平成
昭和
大正

備考欄

どなたの証明が必要ですか

□窓口に来た方に同じ □筆頭者に同じ
□その他(下欄に記入)

フリガナ	氏名	年 生
明・大・昭・平・令	年 生	年 生

1か月以内に届出をされた方は記入してください
出生・婚姻・死亡・離婚・()届
届出日(令和 年 月 日)
届出をした市区町村()

3 窓口に来た方はどなたですか

住 所			
氏 名	□筆頭者に同じ フリガナ	電話番号	※ 日中連絡のつく番号を記入してください
生年月日	大・昭・平・令/西暦	年 月 日	
必要な証明書と 窓口に来た方との 関 係	(1) 本人・必要な戸籍に記載されている方 (2) 上記(1)の()の夫・妻・子・孫・父母・祖父母 (3) その他【具体的に】		
使用目的	<権利義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の確認を必要とする理由など>		
提出先	<例: ○○銀行、○○地方裁判所など具体的に>		

確認書類			所属長	係員	照合
戸籍	1点	□運 □バ □在 □特 □障 □個別 □運送 □他()			
附票	2点	□保険 □年金 □他()			
行政	点	□学生 □身分 □資格 □他()			
附行	2点	□カード □通 □診 □シリバ - □郵 □公共 □他()			
戸籍聴聞		□K □KB □T □他()			
附行聴聞		□E □Z □K □KB □T □他()			
権限書類		□委任状 □戸籍 □登記事項 □資格証明 □他()			

レジスター

※窓口に来た方の運転免許証、個人番号カードなど本人であることを証明できるものを窓口で提示してください。

※偽りその他不正の手段により交付を受けた時は、三〇万円以下の罰金に処せられます。
※代理人が請求するときは、委任状等権限確認資料を添付してください。

【委任状に関する注意点】

※ 委任状を必要とする場合は、以下のとおりです

窓口に来た方 証明の種類	本人	本人と同じ戸籍に入っている方	戸籍に入っている方の配偶者、直系親族	その他の方
戸籍（除籍）全部・個人・一部事項証明書・戸籍（除籍・改製原戸籍）謄本・抄本・附票	不要	不要	不要	必要
身分証明書	不要	必要	必要	必要

委任状による請求ができないもの：独身証明書、本籍が足立区以外の戸籍証明書

疎明資料により相続人であることが明らかな場合や正当な理由が認められる場合、委任状が不要なことがあります。

※ 委任状の要件（足立区の場合）

右の内容を記入してください ①委任する方の「住所」、「氏名」、「生年月日」、「押印（スタンプ印不可）」
②受任する方の「住所」、「氏名」
③「必要な証明の種別・必要通数」、「委任年月日」

《注》 委任状は、必ず委任する本人がすべて記入してください。

足立区では、パソコンで作成された委任状は認められません。

⇒詳しくは、戸籍証明係(03-3880-5722)までお問い合わせください。

【他の注意点】

- ※ 相続手続き等で戸籍を申請する場合は、必要な戸籍が複数にわたる場合があります。
必ずお使いになる戸籍の範囲を提出先に確認した上で申請してください。
- ※ 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、資料の提供を求めることがあります。

～ 証明書の説明 ～

戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	電算化された戸籍謄本・戸籍抄本のこと 足立区は、平成8年5月3日に戸籍の電算化を行いました。それ以前に除籍になった方は、戸籍全部（個人）事項証明書には記載されないため、改製原戸籍をとる必要があります。
戸籍一部事項証明書	戸籍の記載事項のうち、証明を希望する一部の事項のみを証明したもの
改製原戸籍謄本・抄本	戸籍をつくりかえる以前の戸籍のこと 電算化前の改製原戸籍を平成改製原戸籍という。 戸籍は、上記の平成8年（足立区の場合）、昭和30年代など、数回つくりかえっています。
除籍全部事項証明書（謄本） 除籍個人事項証明書（抄本）	戸籍に在籍していた方「全員」が除籍になった戸籍のこと (戸籍に入っている方が1人でもいる場合は、除籍ではありません。)
戸籍の附票	戸籍に在籍している方の住所の履歴がわかる証明
受理証明書	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの 足立区で戸籍の届出をされた方（届出人欄に署名された方）にのみ交付できます。 請求の際には、必ず届出年月日を確認して来てください。 ※届出人の申請以外は委任状が必要 取扱は区役所本庁舎のみ
届書等情報内容証明書 届書記載事項証明書	戸籍届書の記載内容を証明するもので、届書等に区長の印を押印して交付します。 利害関係人の方（財産上の利害関係人は除く）が法令等で定められた特別な請求理由がある場合のみ請求できます。 請求の際には「使用目的」と「提出先」を具体的に明示してください。 ※利害関係人以外の請求の際は委任状が必要 取扱は区役所本庁舎のみ